

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

向日市は、面積7.72平方キロメートルという西日本一コンパクトな市内に、利用可能な鉄道駅が5駅あり、京都・大阪へのアクセスも容易である。

人口構造について、市内人口は近年、桂川洛西口新市街地の開発や大規模マンションの建設等により増加傾向にあったが、令和元年度にピークを迎え減少傾向に転じており、全国的に少子高齢社会が到来する中、本市においても例外ではなく、中長期的には減少することが見込まれる。年令別3区分の人口構成比は、15歳未満と15～64歳が減少、65歳以上が横ばいの傾向にある。

産業構造については、国道171号沿道などにおいてその利便性を活かした工業・流通関係の事業所施設が立地し、鉄道駅周辺や府道西京高槻線沿道に商店や小売業など商業・業務事業者の集積が見られる構造となっている。

また、森本東部地区へNidecグループが進出中であり、産業集積はもとより、一帯で5千人規模の就労が見込まれるなど、JR向日町駅東口開設を含めたまちづくりによって、市内商工業を取り巻く環境は、変化するものと見込まれる。

こうした中、市内事業者の大多数を占める中小企業者は、人手不足・後継者不足等の課題に直面しており、さらに中小企業の労働生産性は伸び悩んでおり、設備投資を積極的に行う大手企業との差も拡大傾向にある。

この状況を改善するため、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、企業基盤の安定化を図ることを支援していくことが必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、本計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

向日市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる区域は、向日市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

向日市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる業種・事業は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備投資に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

②反社会的勢力と関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。